

過労死ラインを超える 時間外労働 小学校で3割 中学校で6割



今回の法律による 教員の労働時間の規定

- ▶ 連続労働日数は原則6日以内
- ▶ 労働時間の上限は1日10時間／1週間52時間
- ▶ 労働日数の上限は年間280日
- ▶ 時間外労働の上限は月45時間／年360時間
- ▶ 適用：令和3年4月1日

文部科学省「公立学校における働き方改革の推進」
(2019年12月11日)

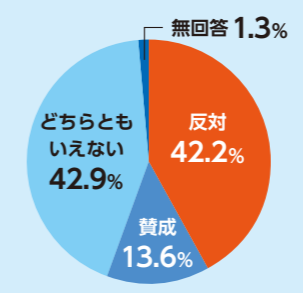
個々人の正確な労働時間が
管理されているのか？



子どもと向き合う時間の確保こそ、
真の働き方改革です。

DATA

1年単位の変形労働
時間制への賛否
市区町村教育長アンケート



(日本教育新聞 2020年1月7日号)

今でも1日10時間を超える勤務時間

	全国調査 (H28年)	福岡市調査 (H26年)	北九州市調査(H27年) 時間外在校時間数
	1日平均		月平均
小学校	校長	10:37	45:00
	副校長、教頭	12:12	66:00
	教諭	11:15	31:00
	講師	10:54	9:31
	養護教諭 特別支援	10:07	9:51
中学校	校長	10:37	40:00
	副校長、教頭	12:06	62:00
	教諭	11:32	48:00
	講師	11:17	
	養護教諭 特別支援	10:18	9:51

(全国:文部科学省、福岡市:北九州市:両市教育委員会)

01 時間外労働蔓延の 学校現場に「制度の前提」はない

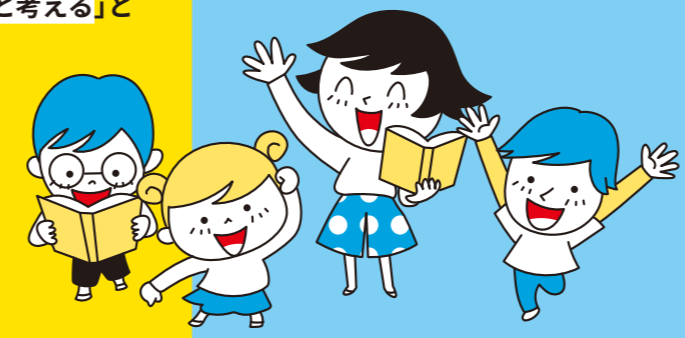
学校現場は、夏休みでも、研修や部活などで忙しく、「閑散期」はありません。県内の県立学校における1カ月あたりの平均時間外労働は、39.8時間。2016年の国の「公立小中学校の教師の勤務実態調査」によれば、教員は月曜日から金曜日まで、毎日平均12時間近く、しかも土日も働いています。そもそも労働時間の正確な把握さえできていない状況では「制度導入」の条件はありません。

02 長時間労働がまかり通る危険性

「変形労働時間制」は、本来時間外労働がないことが前提なのに、教員の場合、「上限月45時間、年360時間」の時間外労働をはじめから認め、さらに、「上限1日10時間、週52時間」までの正規労働の延長も可能としています。長時間労働がまかり通る危険性があります。

03 労働時間の短縮は、“教員を増やし、 クラスの人数を減らしてこそ”

労働時間短縮のために行政が行うべきは、変形労働時間制の導入ではなく、教員を増やし、クラスの人数を減らすこと、そして、事務作業の見直しなど業務の改善です。子どもと向き合う時間の確保こそ、真の働き方改革であり、行き届いた教育、学力保障にもつながるのではないのでしょうか。



県議会 「学校現場への変形労働時間制」質疑(つづき)

高瀬県議 恒常的な残業がないことが導入の前提では？

教育委員会 平成6年変形労働制導入当時の厚生労働省通知では「突発的なものを除き、恒常的な時間外労働がないことを前提とした制度」とされている。

時間外労働が月45時間以下、年360時間以下

高瀬県議 国の指針、これが守れない場合はどうなるのか？

教育委員会 文部科学大臣は国会において「年度途中等に指針に示す要件が明らかに遵守できない状況が生じた場合には、1年単位の変形労働制の活用を取りやめることと考える」と答弁されている。

萩生田光一文部科学大臣も答弁
「導入後、順守されない場合は
制度の指定をとりやめる」(2019
年11月26日、参院文教科学委員会)